

---

令和4年 老 岐 市 議 会 定 例 会 9 月 会 議 会 議 録 (第4日)

---

議事日程 (第4号)

令和4年9月14日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

- 1 番 森 俊介 議員  
1 4 番 市山 繁 議員  
3 番 武原由里子 議員  
2 番 樋口伊久磨 議員
- 

本日の会議に付した事件  
(議事日程第4号に同じ)

---

出席議員 (15名)

- |            |            |
|------------|------------|
| 1 番 森 俊介君  | 2 番 樋口伊久磨君 |
| 3 番 武原由里子君 | 4 番 山口 欽秀君 |
| 5 番 中原 正博君 | 6 番 山川 忠久君 |
| 7 番 植村 圭司君 | 8 番 清水 修君  |
| 9 番 赤木 貴尚君 | 10番 音嶋 正吾君 |
| 11番 小金丸益明君 | 13番 中田 恭一君 |
| 14番 市山 繁君  | 15番 土谷 勇二君 |
| 16番 豊坂 敏文君 |            |
- 

欠席議員 (なし)

---

欠 員 (1人)

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 山川 正信君 事務局次長 平本 善広君  
事務局係長 折田 浩章君

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
教育長	久保田良和君	総務部長	久間 博喜君
企画振興部長	中上 良二君	市民部長	西原 辰也君
保健環境部長	崎川 敏春君	建設部長	増田 誠君
農林水産部長	谷口 実君	教育次長	塚本 和広君
消防本部消防長	山川 康君	総務課長	平田 英貴君
財政課長	原 裕治君	会計管理者	篠崎 昭子君

午前10時00分開議

○議長（豊坂 敏文君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ御報告をいたします。壱岐新聞社ほか2名の方から、報道取材のため撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので御了承願います。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（豊坂 敏文君） 日程第1、一般質問を行います。

質問通告者一覧表の順序によりまして、順次登壇をお願いをいたします。

それでは、質問順序に従い、1番、森俊介議員の登壇をお願いします。森議員。

〔森 俊介議員 一般質問席 登壇〕

○議員（1番 森 俊介君） 通告に従いまして、1番、森俊介が一般質問を行わせていただきます。

質問の1つ目です。5月30日に行われた全員協議会で、市長から、最近まで認定こども園のことを知らなかったというニュアンスで、寝耳に水という発言がありましたが、北串会に取材を行った新聞によると、北串会はこども家庭課の担当職員と5回以上会い、こども園について相談していたと書かれていました。これについて、事実がどうだったのかを確認させてください。また、なぜこのような情報の食い違いがあったのかの説明をいただけないでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（豊坂 敏文君） 森俊介議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。西原市民部長。

〔市民部長（西原 辰也君） 登壇〕

○市民部長（西原 辰也君） おはようございます。1番、森議員の御質問にお答えいたします。

新聞報道と事実がどうなのかということですが、社会福祉法人北串会からは、壱岐市子ども・子育て会議における答申内容及び新規事業者参入の可否に対する問い合わせ等について、こども家庭課の職員が電話対応または窓口での対応が数回程度あったものの、正式な申入れや具体的な相談ではなかったと聞いております。6月議会でも答弁をしたとおり、具体的な申入れは、令和2年10月に設置事業者である社会福祉法人北串会より、認定こども園の設立に向けこども家庭課へ相談があったのが最初と認識をしております。

しかしながら、この時点でも、開設時期や建設予定地などの具体的なお話はできておりません。その後の経緯につきましては、これまでも御説明のように、令和4年1月、今年になりますが、社会福祉法人北串会より、建設予定地が決定したとの連絡を受けたものでございます。

また、この間、具体的な計画がない状況では、市長との面談も行える状況ではございませんでした。

以上でございます。

〔市民部長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 森議員。

○議員（1番 森 俊介君） ありがとうございます。では、具体的な計画まで話が進んでいなかったため市長との面談がなかったというお話だったと思うんですけども、今、具体的な話ではなかったの、その情報が市長のところへ上がっていなかった。上がってきたのが、前回の5月30日の全員協議会の割と近い日取りだったという認識でよろしいでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 市民部長。

○市民部長（西原 辰也君） ただいまの御質問にお答えいたします。

先ほども申しますように、具体的な開設の時期、建設場所等のことがまだ決まっていない段階での市長への面談は行えなかったということで、こども家庭課内での協議にとどまっていたということになります。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 森議員。

○議員（1番 森 俊介君） つまりそのこども家庭課内での協議だったため市長は知らなかったということですのでよろしいですね。

○議長（豊坂 敏文君） 市民部長。

○市民部長（西原 辰也君） そのとおりでございます。

○議長（豊坂 敏文君） 森議員。

○議員（1番 森 俊介君） ありがとうございます。理解しました。

これは質問ではないんですけども、やはり大きな案件だと思いますので、もちろん具体的で

はないので、知らせるタイミングがなかったという理由も分かるんですけども、今こういう話  
が来ているので、もしかしたら進むかもしれないということに関しては組織の中で共有してもよ  
かったのかなというふうに思いますので、頭の中にとどめておいていただけたらなというふう  
に思います。よろしくお願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 森議員。

○議員（1番 森 俊介君） 続きまして、2つ目の質問をさせていただきます。

昨日、認定こども園の延期が知らされたため少し質問内容を変更させていただきます。

元々約1年半後の2024年3月に5か所のへき地保育所の閉園が予定されていましたが、今  
回、2023年4月に認定こども園がオープンしなくなったこの状況での閉園についての見解を  
お聞かせください。恐らくは、北串会から延期して、いつじゃあ実際オープンするんだという情  
報まだ頂いていないと思いますので市が、なかなか判断が難しい部分ではあるかというのは承知  
しております。仮にこの延期が無期限延期だったと仮定した場合を想定して、へき地保育所の閉  
園についてどのように今お考えかということをお聞かせいただければと思います。よろしくお願  
いします。

○議長（豊坂 敏文君） 市民部長。

○市民部長（西原 辰也君） 森議員の再質問にお答えいたします。

仮にということに対しての答弁は控えさせていただきたいと思いますが。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 市長。

○市長（白川 博一君） 森議員の御質問でございます。おっしゃるように、一体延期が1年なの  
か無期限なのか分かりません。情報によりますと、今日も北串会の理事会が行われておるとい  
う情報がございます。やはり理事会でどのように決められるか、それを待ってお答えをしたいと思  
っております。当然、そのいかんによって、部内でもいろいろ協議しないと答えるには非常に厳  
しいと思っておりますので、御了承願いたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 森議員。

○議員（1番 森 俊介君） 執行部の皆様も重々承知かとは思いますが、今一番不安に感じて  
いらっしゃるのは、実際にへき地保育所に通っている保護者の方のお子様なのかなというふう  
に思いますので、そこについて情報が入り次第、早急にどうしていく方針なのかということ  
を明らかにしていただければというふうに思っております。

あと追加で、今日、理事会が開催されているようだというお話がありましたけれども、じゃあ  
実際いつ、昨日も文書でなぜ延期になったのか、いつまで延期なのかという連絡を頂く、北串会  
からというお話がありましたけれども、じゃあ実際にいつまでにその北串会から回答を頂くのか

ということに関しては、こちらも当事者だと思いますので、お願いをする権利があると思いますので、実際に、期限をきちんと切って、連絡を頂くのがいいのかなというふうに思っております。

ここからは質問じゃなくて要望なんですけども、先ほどお伝えしたのと関わりますが、今回、へき地保育所に子供を通わせる保護者の方への閉園の周知が遅れたために混乱や不安が生じたように感じています。改めて、認定こども園のオープンの予定が分かった際には、素早い保護者、市民の皆様への周知をお願いいたします。

また、へき地保育所が閉園するという周知をされる前にへき地保育所に入園していた子供が、希望すれば卒園までは通うことのできるスケジュール感で閉園を進めたほうが、より平和にといえますか、よりストレスがなく保護者の方やお子様が無事なく子供を通わせることができるのかなというふうに思いますので、そちらについても御検討いただければと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 西原市民部長。

○市民部長（西原 辰也君） 森議員の再質問にお答えいたします。

現在、入所しております園児が卒園するまで開所をしたほうがよくないかという御質問でよかったでしょうか。それについて、当初答弁を考えておりました分で御説明いたします。

これまで6月議会及び保護者説明会においても御説明のとおり、令和6年3月をもって、郷ノ浦町内へき地保育所5園を閉園させていただくことで進めてまいりました。今回状況が変わりましたが、当初の答弁で考えておりましたことは、令和6年3月でへき地保育所を閉園することで、現在の3歳児のお子さんは、1年を残してほかの保育施設の選択をお願いすることとなります。仮に、議員の御提案のように、閉園を1年先に延ばした場合、現在の3歳児は自分たちだけの卒園、閉園を迎えることとなります。このことに関しては、保護者説明会でも同様の質問に対して回答させていただいております。

今回、閉園の期限を令和6年3月としましたのは、お兄さん、お姉さんの卒園を見送り、新たな保育施設の選択をいただいた上で、集団生活の中での学びとたくさんのお友達とともに、現3歳児のお子さんも卒園を迎えていただきたいとの思いから、閉園の期限を切ってお知らせをさせていただいたところでした。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 森議員。

○議員（1番 森 俊介君） ありがとうございます。続きまして、最後の質問させていただきます。

元々は1年半後にへき地保育所閉園予定だったかと思うんですけれども、少し前に、閉園予定の志原と柳田の保育所でエアコンの設置に関する入札が行われていたかなというふうに思います。これに関して、元々の予定では、閉園後にそのエアコンをどう運用していくのかという予定があ

ったのかどうかということについてお伺いさせていただきます。

○議長（豊坂 敏文君） 市民部長。

○市民部長（西原 辰也君） 柳田保育所、志原保育所のエアコンの修繕を今年度行っております。これにつきましては、今後の閉所ということではございませんで、現在、園児が入所しております、在籍をしておりますので、その園児の保育環境を保つための修繕でございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（豊坂 敏文君） 森議員。

○議員（1番 森 俊介君） すみません。伝え方が悪かったかもしれません。それに関しては十分理解しているつもりなんですけれども、元々の当初の予定だと1年半後に閉園する予定だったので、エアコンに恐らくたしか100万円弱ぐらいの金額だったかと思うんですけれども、そのエアコン設置しました、1年半しか使わないというのはもったいないと思いますので、その後設置したエアコンを別の場所に利活用するのかどうかとか、その辺をお伺いできればと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 市民部長。

○市民部長（西原 辰也君） 失礼しました。今後の利活用につきましては、地元のまちづくり協議会等もございまして、そのほうにも相談をいたしまして、今後の利活用については検討したいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 森議員。

○議員（1番 森 俊介君） 現時点ではその利活用の方法については決まっていなくても、もちろん使えなくなってしまうよという話ではないので、利活用については地域と相談して決めていくという認識でよろしいでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 先ほど申しましたように、北串会の開園が令和5年4月であれば、失礼しました。6年4月であれば、（「令和5年」と呼ぶ者あり）5年4月です、当初の予定どおり。いわゆる閉園は1年半後になるわけですが、先ほど言いますように、今後どうするかということは、まだ今は決まっていないわけで、こういう状況が変わりましたから検討しなきゃいけないと思っております。

そういった中で、今の施設の器具の利活用などということは、私は今は議論すべきじゃないと思っておりますし、先ほど市民部長申しましたように、たとえ多額であっても、エアコンのない保育というのは考えられないわけございまして、現在の子供たちの保育環境、それを整えるために修繕をしたということで御理解いただきたいと思います。

○議長（豊坂 敏文君） 森議員。

○議員（1番 森 俊介君） そうですね、たとえ短くてもそのエアコンを入れるのは必要だという話に関しては僕も完全に同意です。短いかからなくていいだろうという話にはならないと思っています。ただ、元々当初の話だと1年半しか利用がされない、エアコン導入して1年半後には閉園してしまうという予定だったので、もったいないのでその後きちんと利活用してほしいなという話です。

以上です。

以上で、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

〔森 俊介議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、森俊介議員の一般質問を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） 次に、14番、市山繁議員の登壇をお願いします。市山議員。

〔市山 繁議員 一般質問席 登壇〕

○議員（14番 市山 繁君） 皆さんおはようございます。森議員の一般質問が予定より早く済みしましたので、私も戸惑っておりますが、皆さん、9月会議、大変お疲れ様でございます。14番、市山繁が通告に従いまして一般質問を行います。質問に入ります前に、去る8月6日の大型台風11号の台風情報では大変心配をしておりましたが、壱岐市では、幸い大きな災害もなく一安心をしております。

さて、私の質問の大ききは2点でございますが、三位一体改革等重要な問題もありますので、簡潔な御答弁をお願いいたします。

それでは、1項の公立保育施設整備事業に係る補助について。

1、公立保育所と民間保育所施設整備事業の改革についてですが、まず、私は地方紙に記載されておりました国と市の認識の違いがあってはならないこと、また、公務員は、住民には詳しく理解できる説明をするのが責務であると思っております。いずれにしても、議会では議員と住民の疑問点を理解される説明が必要であります。そうでないと、この件につきましても、いつまでも尾を引くこととなります。このことに関する私の調査しましたことを一般質問でさせていただきます。私の質問で間違った点、また補足がありましたらお願いしたいと思います。

ここで去る7月29日発行の地方紙の発行者が、7月22日選抜高校野球長崎大会での壱岐高校の応援を終え、その足で雲仙市の北串会の理事長と面談され、取材されたこと、また同僚議員が関係省庁へ独自に確認の調査をされたことが掲載されており、お二人の取材や調査と御自分の疑問点を確認のため活動されておることに感銘をいたしております。

本来の交付金について、6月会議で同僚議員の疑問と確認の質問で、保育所への交付金は、公立でも私立でも出るのではとの質問に対し、白川市長の御答弁では、新しく公立保育所を整備す

る補助金は下りていないと、民間であれば下りると答弁され、民間運営による保育所運営に踏み切る理由の一つとしていると述べられておりました。同じく原財政課長の説明でも、新しく公立保育所を整備する保育所施設事業費に対する補助金は、以前はあったが現在ではない。事業に対する起債の対象にはなると説明されておりました。補助金がないことは理解できても、起債の対象内容については、一度聞いただけではなかなか理解しにくい点もあります。7月29日発行の地方紙に同僚議員の再度の確認で、交付金と補助金の違いはあるが、公立であっても、施設、建物の改築や建設の交付金は出るのではないかと、御自分の認識を述べられたとありましたが、地方紙の社説の記事のタイトルでは、大きく国と市で認識の違いが判明とあり、これは国の事業には憂慮な文言であります。あつてはならないことであります。

6月会議での白川市長の御答弁は、違和感を感じていた同僚議員は独自に文科省幼児教育課に問い合わせたところ、公立の幼稚園や保育園などにはある、民間だけにしか下りないなどの認識は間違いだとの回答を得た。さらに自分の確認のために、厚労省子育て支援課にも、同様の問い合わせをされ、その回答も、公立の保育所などへの整備交付金はあるとの回答を得たとの記事でありました。

そのようなことになりますと、記事のタイトルのとおりの文言となり、国と市の認識の違いとなりますので、私も、総務文教厚生委員長として知っておかねばならないことでありますので、事業の内容調査を独自に行いました。

参考のイメージの施設整備事業のスキームでは、もう私はパネルは準備しておりませんが、事業の対象経費の実質収支額を100として、分かりやすく2億円としますと、その2分の1の1億円が以前の補助金の一般財源化分でしたのが、現在は、施設整備事業債として起債の対象となり起債されて、起債の70%が交付税措置され、借入れ期間において、例えば借入れ期間を10年にするか20年にするかによって違うわけですが、それを計算し、償還は元利償還として、元利償還時期に交付税措置がされます。そして、残りの1億円については、50%ですね。1億円については、その50%と80%が交付税措置はありません。残りの20%は一般財源となっております。交付金であれば、建物の完成時に交付され、補助金と同じであると思いますが、質問されております公立であっても、建物の改築や建設の交付金や補助金は以前はありましたが改革はありません。文科省の回答の公立の幼稚園や保育園など施設交付金はあるが、御回答は、幼稚園は現在でもあります。公立保育所、幼稚園にはありません。また、公立の保育所などへの整備交付金はあるとの御回答をされたようですけれども、確かに交付はされておりますけれども、交付税措置としてありますので、交付金や補助金ではないと思っております。

事業の起債対象の2分の1の整備事業債は、平成17年小泉内閣の三位一体の改革による一般財源化に代わる施設整備事業債として、先ほど申しましたように、事業の起債分の対象となり、



起債ができる改革であり、以前の補助金を施設整備事業債として、起債の償還期間による借入金を均等に元利償還時に交付税措置をして、70%交付税措置されておると理解をしておりますが、以上のことについて、私が調査したことを申し上げましたが、私の誤解の点、また補足点がありましたら、明確な説明をいただきますようお願いを申し上げます。

喉がかれておりますが、ちょっと調子が悪いですが、よろしく申し上げます。

○議長（豊坂 敏文君） 市山繁議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。西原市民部長。

〔市民部長（西原 辰也君） 登壇〕

○市民部長（西原 辰也君） 14番、市山議員の御質問の公立保育所整備事業に係る補助についてお答えをさせていただきます。

これまでも一貫して御説明をしてまいりましたように、公立の認定こども園及び保育所施設への新增改築、大規模改修等における施設整備費の交付対象事業補助金はございません。

議員が言われるように、平成17年の三位一体の改革により、公立保育所分のみ国庫補助金及び都道府県支出金がなくなり、全額市町村の負担となっております。公立保育所の施設整備費につきましては、一般財源化に係る地方債や社会福祉施設整備事業債の対象となっており、このことについては、平成27年3月24日の第189回国会の参議院総務委員会で、当時の高市早苗総務大臣が、公立保育所の施設整備費については、一般財源化に係る地方債や社会福祉施設整備事業債の対象としているとする旨の答弁をされております。

具体的には、従来の国庫補助金の補助率が2分の1であったものを、事業費のうち50%を一般財源化に係る地方債の対象とし、その元利償還金について、地方交付税で措置するとともに、残りの50%のうち80%を社会福祉施設整備事業債の対象とするものでございます。

よって、この一般財源化とは、特定財源である国庫補助金を特定されない財源である地方債などの起債に充てることを意味しております。

では、地方紙の社説における公立幼稚園や保育園など施設整備のための交付金はあるとするものでございますが、公立保育施設において、一部用途が限定をされた交付金は現在でもございます。例えば、保育所等を設置するため、用途目的が異なる既存施設の改修等を行う場合や、幼児保育施設事業の実施のために必要な改修等を行う場合、また既存の保育所において障害児や医療的ケア児を受け入れるために必要な改修等を行う場合などには、公立保育施設であっても交付対象事業補助金はございます。

また、最近では、新型コロナウイルス感染症対策のための保育環境改善事業もございました。これは、消毒等の備品等の購入費用でございます。

一部報道での施設整備のための交付金はあるとされるものは、これら用途目的が限定をされた交付対象事業補助金を総じて報道がなされたものかと考えております。

繰り返しになりますが、これまでも御説明しておりますように、公立保育施設への新增改築、大規模改修等における施設整備費の交付対象事業の補助金はございませんので、今後も公立の保育施設の新増改築、大規模改修等を行う場合は全て起債で対応していくこととなります。

また、参考までに石田こども園の整備事業について説明をいたしますと、平成28年度から29年度に設計及び敷地造成費用の財源は、合併特例事業債で行っております。また、平成30年度の本体の整備工事費用の財源は、過疎対策事業債を活用して実施をしております。

いずれの地方債も交付税措置が70%の有利な地方債でございますが、合併特例事業債については、既に発行上限額に達し、発行可能な期間も経過をしております。また、過疎対策事業債につきましては、市全体の事業量、また全国の発行可能枠もございますので、活用する際には、ほかの事業との調整が必要となります。

以上でございます。

〔市民部長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 市山議員。

○議員（14番 市山 繁君） 今、市民部長から、私が追質をしようと思ったことは全部答弁をされましたので、繰り返して、私はここに資料があります。先ほどの三位一体改革による保育関係の質問が、平成27年3月24日、今おっしゃいました第189回国会参議院総務委員会において質問がありその御答弁を、当時の国務大臣高市早苗大臣の御答弁の内容を見ますと、答弁のとおり、交付金なく、地方交付税措置になっております。

ここで抜粋がありますが、今、市民部長も言われましたけど、私もせっかくここに持ってきておりますので、読み上げてみます。

国務大臣高市早苗大臣でございますが、公立保育に係る施設整備及び運営につきましては、三位一体の改革による税源移譲に併せて、地方公共団体がみずからの責任に基づき設置をしていることに鑑みまして、国庫補助金等が一般財源化され、金額が地方負担となっております。現在、公立保育所の施設整備につきましては、この一般財源化に係る地方債や社会福祉施設整備事業債の対象としております。具体的には従来の国庫補助金の補助率が2分の1であったことに鑑み、事業費のうち50%を一般財源化に係る地方債の対象とし、その元利償還について、事業費により70%を地方交付税で措置すると。それとともに、残りの50%のうち80%を社会福祉整備事業債の対象としておりますというふうになっておりますように、今部長が申されましたことと同じでございます。それで補助金はありませんけれども、起債の対象にはなるということでございます。

そして、また石田こども園のことについても、今説明をされましたが、これは、建設については、公立で平成31年度の建設であり、平成17年度の改革後の建設あり、参考として、私もお

尋ねしようと思いましたが、今、お話にありましたが、施設整備事業債の起債の方法について、当時の説明はされたと思いますが、関連がありますので質問したいと思っておりましたが、今言われたとおり、このときは地方債の枠があったから、両方とも地方債で借り入れたということですね。そうでしょう。普通は起債の対象とこっちの2分の1の、80%が起債であっても、それは元利償還、交付税措置はないわけでもんね。その点。

○議長（豊坂 敏文君） 財政課長。

○財政課長（原 裕治君） 市山議員の再質問にお答えいたします。

質問の内容につきましては、一般的なルール分でございます。施設整備事業債一般財源化分と社会福祉施設整備事業債をもって、保育施設を建設した場合の社会福祉施設整備事業債の交付税措置についてという御質問かと思えますけれども、御質問のとおり、社会福祉施設整備事業債につきましては、交付税措置がございませんでしたので、当時活用できる地方債でございました合併特例事業債及び過疎対策事業債によって、石田こども園の施設整備をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 市山議員。

○議員（14番 市山 繁君） そうすると、この次に、もしもこれで認定こども園を建設する場合は、そうしたことは、過疎債がなかった場合、市で過疎債を使って、それがなかった場合は、それは利用されないということですね、両方には。

○議長（豊坂 敏文君） 財政課長。

○財政課長（原 裕治君） 市山議員の御質問にお答えします。

先ほど市民部長の説明にもございましたとおり、過疎対策事業債は、道路事業をはじめとする市の多数の事業のほうに充当しておりますので、事業実施年度の事業量等の調整の中で事業計画をしていきながら、どの地方債を充てていくかというところは、事業を実施する際に検討していかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 市山議員。

○議員（14番 市山 繁君） これの改革のスキームでは、2分の1が結局、整備事業の起債の対象になると。そして、半分、2分の1の80%は起債となっております、これは、その交付税の対象にはならないということでもんね。

○議長（豊坂 敏文君） 原課長。

○財政課長（原 裕治君） 市山議員の御質問にお答えします。

社会福祉施設整備事業債を使って施設整備を行った場合につきましては、交付税措置はござい

ません。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 市山議員。

○議員（14番 市山 繁君） それで、この石田こども園については、職員の方々がそういうことを利用してやったということは、非常に私も感心しております。

それで、一般的に過疎じゃなかったら、これは普通の正規のとおりになるわけですね。壱岐の場合は過疎があったから、そういうことが利用できたということでしょう。分かりました。

それで、私がさっきスキームを申し上げたとおり、公立には、新しく建設する場合には補助はないということで、はっきりとそっちのほうから申しさせていただいたと思いますが、再度、ここに皆さん方にその内容をお話を願いたいと思いますが、改めて。

○議長（豊坂 敏文君） 財政課長。

○財政課長（原 裕治君） 市山議員の御質問について、改めてお答えいたします。

さきの市民部長の答弁にございましたとおりの事業に係る財源のスキームでございますので、現在におきまして、公立保育所の施設整備に係る補助金についてはございません。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 市山議員。

○議員（14番 市山 繁君） ありがとうございます。そういうふうには皆さんここで理解をさせていただくように報告をいただければ、私も質問したかいはありました。どうもありがとうございます。

次に、内容は昨日変更のような話があってございましたけれども、私は今までの雲仙市の社会福祉法人北串会中路秀彦理事長へ社会道德について苦言を申し上げたいと思います。

まず、壱岐の地方紙の発行者が、雲仙市小浜町まで建設計画の認定こども園について取材に行かれ、質問に回答されている中で、市議会と市長と理事長は面識がないと、担当課は答弁されております。一般論だが、本市で補助金が動く事業を行う場合、首長への挨拶があるべきだが、この質問に、理事長は、壱岐市には10回近く足を運びましたと。市長との面会は、今年7月に初めて会いました。市長との面会は、なかなかタイミングが合わずこの時期になりましたと記されており、私は、この地方紙の発行者に確認をし、理事長の礼儀と道徳に欠けた方だなど、壱岐市の市長を蔑ろに、眼下に見ていると、私は腹立たしく思いました。

理事長は、今回の認定こども園計画については、平成26年の壱岐市子ども・子育て会議の壱岐市公立幼稚園及び保育所の在り方についての答申で知ったと。約4年前に壱岐市に連絡し、協議を続けて、今年2月に補助金の申請をしたと言われておりますが、市長の面会は無視し、4年前から計画され協議していたということは、1年は365日あります。そして、活動日数にしま

すと300日あるわけでございます。4年にすると1,200日になるわけですがけれども、その間、市長とタイミングが合わなかったというのはただの言い訳にしか思えないが、市長よりも理事長自身がタイミングが合わなかったのではと私は思っております。市の総務課へ何回市長の日程をお尋ねになかったか疑われます。

どこの首長でも多忙であっても、1年間に1回も面接できないはずはないと私は思っておりますし、雲仙市から離島である壱岐市の認定こども園を開設することは大きな事業であると思っておりますが、壱岐市で建設するには、個人の住宅とは違い、双方の協議書や建設地、壱岐市からの補助金の負担もあり、市の税金であります。認定こども園は、地域の密着した大切な児童を預かって、児童の安全、保護者には安心をモットーに責任のある事業であります。人間には道理があり、順序があり、初めに建設予定地である壱岐の市長に挨拶することが、物事の礼儀と私は思っております。事業者は、礼儀と島民の信頼が大切であります。それが、いろいろな面で影響があり、批判も出てきます。私は、当初市長と面会されて、事業計画、地域の状況、また施設の規模、建設予定地など説明、相談されていれば、白川市長もそれなりのアドバイスをされたのではないかと思っております。

いずれにしても、大切な子供を預かる施設です。工事着工も9月中とお聞きをいたしておりますが、今変更の話が出ておりますけれども、地域の方々や保護者の方々に十分理解を得て工事着工ができることを、今は願っておりますが、昨日、白川市長より、一昨日、理事長が来島され、事業の延期の話があり、後日、正式な文書で報告されるとのことでありましたが、どのような報告をされるかと思っておりますが、私の前段のこの理事長に対する腹立たしさといいますか、理事長の礼儀と信頼、来庁の市長の感触等について、できたらお話をさせていただければと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） ただいまの市山議員の御質問にお答えいたします。

議員の皆様方の前で、以前、挨拶で来なかったのかという御質問がありましたときに、こういった大きな事業をするのであれば、1度ぐらい私に会いにこられるのが当たり前じゃないかという発言をいたしました。その気持ちは今も変わっておりません。

○議長（豊坂 敏文君） 市山議員。

○議員（14番 市山 繁君） 私は、当初その話を聞いて、本当に道理が分からない人だなということで思いました。もう正直軽蔑をいたしました。

こうした事業をするものではなくて私たちでも、市長に用事があるときは正式にアポイントを取って、今日はできないなら明日はどうでしょうかとか、いろいろお話をしてアポイントを取るわけでございますけど、この人は、向こうから何回電話したかどうか知りませんが、自分

とのタイミングが合わなかったということが、私はそう受け取っております。それで、なかなかこういうことに、市民の批判を受けてこういう事情になったんだなというふうに思っております。人の悪口になりますから、これ以上言いませんけれども、これについてはこれで終わります。

2項に移ります。小中学校でのデジタルの教科書の実証事業についてでございます。

これは大事なことで、ぜひやっていかなきゃいけないことでございますけれども、文部科学省が2021年度から全国4割の小中学校で行ったデジタル教科書の実証事業の結果をまとめているが、デジタル教科書や学習端末を使った後に、2割から4割の児童生徒が目や首、肩などに疲れや痛みを感じて、健康面での影響が出ていることが明らかになっているが、壱岐市では、今のところそんな話は聞いておりませんが、使用状況についてもよると思っておりますが、2024年のデジタル教科書の本格始動を目指している文科省は、昨年度約1,220校で実証事業を実施し、21年10月から22年の2月に、デジタル教科書の使用状況や効果、課題などのアンケート調査を行い、小中学校約6万5,000人、職員数約3万6,000人が回答されているが、調査では、デジタル教科書や学習用端末を使用した授業の後に、目や肩、首に疲れや痛みを感じたのは、小学校低学年で2割以上、目の疲れは3割近くに上がったとされ、中高学年と中学生では4割弱が疲れや痛みを訴えたとされ、いずれも4割が昼間に眠さを感じると答えている一方、教職員が授業でデジタル教科書を使う割合が低く、5割超の教員が使わない週もあると回答し、週に60分より長く使用しているところは2割弱にとどまっているとなっております。

壱岐市での小学校高学年、中学校の使用状況と健康についてお尋ねをいたしたいと思いますが、それでひとつお願いします。

○議長（豊坂 敏文君） 答弁をお願いします。教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

○教育長（久保田良和君） 14番、市山議員の御質問のデジタル教科書実証事業についてお答えをいたします。

この事業は、ただいまお話いただきましたように、デジタル教科書を使用したときに、プラスとマイナスの両面があることから、段階的に導入をしようと考えているところから始められております。

今後、デジタル教科書を導入したときに起こる教育上の効果、健康面での影響等を把握、検証するために行われています。

本年度、令和4年度においては、全国全ての義務教育段階の学校に英語のデジタル教科書が提供されています。それ以外に、小学校では算数と理科、中学校では数学と理科の2教科についても、8割程度の学校に提供し、セットとして実証を進めております。

壱岐市では、小学校11校に英語と算数のデジタル教科書を、残りの7校には英語と理科のデ

ジタル教科書を実証させ、中学校2校には英語と数学、残り2校に英語と理科のデジタル教科書を提供して実証に取り組んでいます。

ところが、実質的に学校現場にこのデジタル教科書が届きましたのが、5月末から6月だったために、今のところ、壱岐市内おいての取組状況が進んでいるという状況にはありません。ただ、各学校では、教師がデジタル教科書の内容を確認し、児童生徒が主体的に学ぶ授業の確立を視点として有効活用の検討と準備を進めております。準備ができたところ、教師のほうで理解ができたところから徐々に使用をしているという報告を受けています。

また、これまで1人1台端末の配付を終わって1年と半年ぐらいがたちます。これにおいても、教科の特性によって学習課題を立てる場面や、自分なりの考えを持つ場面で、必要とする資料や映像を見るために使っておりますし、学んだことを確かめる場面で習熟問題を解いたりするなど、必要とされる教科や必要とされる学習課程において、ツールとしてかなり使用を進んでおります。

市山議員の御指摘のように、使用時間によっては健康被害が出てくることは十分心配されるかと考えています。先ほど申しますように、本市においては、デジタル教科書の実証がまだまだ十分進んでいませんので、これにおける健康状況等については、今のところ学校のほうからも特段の報告は上がっていないところです。

1人1台端末については、1年半になる中で、視力の衰え等も検査の中で見ておりますが、今のところ特段の変化はないというのが、各学校の新年度初めにおける健康調査の結果でございます。

デジタル教科書を使うことによって、これから目の疲れとか肩こりができたりと、いろんなことがその頻度によって子供たちの中に出てくるかと思いますが、これからもこの機器の効果的な活用については、市教委で研修会を実施する、併せて学校と連携をして、児童生徒の健康状態の変化に注視をし、よりよい学びの環境を整えていくことを考えております。

この後、この2学期から、デジタル教科書につきましては、利用、研究が進んでいくものと思いますので、後日またそのような結果が報告できるものと思います。

ただ、文科省のほうからも、この実証の結果をすぐにどうこうという求めは得ておりませんが、当然、年度末にはその実証の結果については報告できる準備に当たっておきます。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 市山議員。

○議員（14番 市山 繁君） ありがとうございます。私も教育長がお話された、説明されたとおりに思っておりますけれども、文科省は2024年度から、小学校の英語のデジタル教科書を導入されますが、学校現場からは、英語の発音が聞ける単語や文章の発音が聞けるのが大きな特徴になると機能性を期待する声が挙がる一方、その学習効果や健康への悪影響を懸念する声も

あっております。文科省は24年度から本格的導入を目指しておりますが、学校の通信環境や活用が不十分な例もあるために、教科、学年を絞った段階的な導入事業で、紙とデジタルの両方が使える環境が必要とし、当面は紙と併用するとしております。

愛知県のある眼科の院長は、今の子供には、結局、学校ばかりでなくて家庭でもデジタル時代なので、成長期の子供に目の負担が大き過ぎるため、せめて中学生以上にすべきだと言われております。日進月歩の時代、デジタルの教科書使用と子供の健康面の両立はなかなか私も厳しいと思っておりますけれども、これは、やっぱり小さいときから使用していかねばなかなか、私たちと違って子供たちはもうすぐ手が動きますからですね、結構マスターしておられるように思っておりますが、文科省は、25年以降に、算数、数学にも広げる方針と言われております。私は、デジタル教科書使用は教材には必要と思っておりますが、小学生低学年には、眼科専門医がおっしゃるようなこともあり得ると考えております。教育長のデジタル教科書授業のこの算数、数学、英語、そうした授業の増加についての御見解をお願いしたいと思います。

○議長（豊坂 敏文君） 教育長。

○教育長（久保田良和君） 市山議員のお話のようにデジタル教科書を使うことによる効果、当然でございます。今、議会のほうでもタブレットで見られておられますように、資料等非常に迅速に見ることもできるし、活用度も増してくれば、その利用価値というのも高くなってくる。しかし、一方で不便さ等もあるし、そのペーパーによる、教科書による活字の鮮明な受け止めと、しっかり見つめながら思考をするという、そういう学習活動の中では、おっしゃるように紙による教科書とデジタル教科書のよさとを併用をするということが、やはり肝心だというのが、今、私たち教育委員会のほうでも、終始議論をしているところでございます。

ゲームに頼って視力が落ちている小学校低学年の子供の報告も聞いておりますし、なかなかスマホゲーム、ほかのデジタルゲーム等で、親の指導が行き届かないという形の中から、眼鏡をかける子供等も増えているように、学校現場では今心配をしているところで、この分が単なる肩こりとか、一時的な視力の衰えという形で済むのであればいいのですが、人生の中でずっとそれを引きずる形にもたらすのであれば、やはり十分用心をしてから使用をしなければいけないと考えています。おっしゃるように、少なくとも紙による教科書がゼロになることはないとは私は考えております。デジタル教科書による、音声による効果というのは、今も実は紙の教科書の中のQRコードにこのタブレットをつなげば、音声等が実は聞こえたりしますし、数学、算数でも動いていくような様子とか、立体を切断するとか、そういった目に見ることによって効果的な学びができることについての活用は、既に現在の紙教科書の中にも各教科書会社が入り込んでおりますので、その辺をじっくり見極めながら、分かりやすい言葉で言えば、私は慌ててすることはないと。このデジタル教科書を使ったときに学びとして効果があるものを、学校にはしっかり研究をしな



がら取り組んでほしいという考え方をっております。

○議長（豊坂 敏文君） 市山議員。

○議員（14番 市山 繁君） 今、教育長も言われたように、これはやっぱり紙と併用、これはやっぱりなくてはならんようなことに思っております。私たちでも、なかなかそうしたことは使いこなしはできませんけれども、決算資料とか、予算資料とかはやっぱ紙のほうが見やすいときもあります。そうしたことで、私たちも一生懸命それについていくことに勉強しておりますが、子供たちも、学校で使うというよりも、家庭内でそうしたデジタルゲームとか、いろいろそういうことに使うことが多いようでございますが、親もなかなか遊び方が違ってきたものですから、なかなか注意ができないような格好でございます。今後ともひとつ教育の方面に、健康面も併せてひとつ御指導よろしく願いいたしたいと思っております。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

〔市山 繁議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、市山繁議員の質問を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） ここで暫時休憩をいたします。再開を11時10分とします。

午前10時57分休憩

午前11時10分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、3番、武原由里子議員の登壇をお願いします。武原議員。

〔武原由里子議員 一般質問席 登壇〕

○議員（3番 武原由里子君） 3番、武原由里子が通告に従って一般質問をいたします。

まず1つ目です。一斉授業に対応しづらい子供へのICT教材を活用した個別学習の実施について。新学習指導要領に基づいた児童生徒の資質能力の育成に向けてICTを最大限活用し、これまで以上に個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた事業改善につなげるとともに、カリキュラム、マネジメントの取組を一層進める動きが全国各地で進められています。壱岐における現状認識と今後の展望について、次の3点を伺います。

まず1つ目です。オンライン学習とオンデマンド教材の現状と今後について、2つ目が、通級教室に在籍する児童生徒の個別の教育支援計画について、また3つ目が、中学校卒業後の切れ目のないサポート体制の構築方法について、以上、3点です。答弁よろしく願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 武原由里子議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

○教育長（久保田良和君） 3番、武原議員の質問にお答えいたします。

1つ目の御質問のオンライン学習について、壱岐市においては学校で使用することを現在原則として取り扱っております。幸い新型コロナウイルス感染が児童生徒にも確認されておりますが、学級閉鎖に至った1、2の部分を除きますと、学校に来て学ぶことができるという状況が維持されておりますので、この家庭においてオンライン的な形での学習をするというところには深く入り込む必要のない状況があつて、ありがたく思っております。

ただ、先ほど申しますような、学級の児童が家庭にいる場合に、担任の教師のほうも時間の余裕が出てまいりますので、このタブレットに打ち込んだ形の分を子供たちに持たせて、環境がなくてもそうなる、そこから読み取ることができたり、学ぶ様子等が分かりますので使っているという状況があり、また不登校傾向にある子供の中で、先ほどお話にあるその教室になかなか入れないで、別室登校ならできているという子もおりますので、その子供たちには学校内として環境も整っておりますので、タブレットを使いながら、一部オンライン的な形でその様子を知らせ、教室への入りを促しているという形で使っておりますので、今のところ、特段、御期待をされるようなオンライン学習というところの状況までには、壱岐の場合は至っていないというか、至らないでよりよい対面授業が維持されているということ、私自身はむしろ喜んでいるところです。

その中でのオンデマンド教材についても、いろいろお考えを多分お持ちで、どう答えるかによって次のことをお考えになっているのかなと思うんですが、これは議員御承知のように、既にあるテキストの教材の中から、それぞれ一人一人の子供に合った部分を取り出して、よいところ取りという形に実はなるんですけども、それで組み合わせ、教育課程をある教科とかある内容等によって作っていく、そしてまた、それが進度によってはその子の能力を適切に伸ばしたりするという形で言われ、一般的には公立の小中学校では取り入れることはなかなかできないという形で、特定の教科を申請をして、そういうやり方は可能かと思いますが、私立の学校とか、あるいは塾において普段使われている言葉で、オンデマンド教材という言い方で使われているものと思ひ、壱岐市の場合は特段そういうところまではしておりませんが、壱岐市の学校の授業では、例えば45分なら45分の終わりぐらいの10分間に、子供たちにはそこで学んだことの振り返り練習活用問題等を用意しますので、そこで基礎的なもの、中級的なものを活用する応用と、そういうそれぞれに応じた形でその能力を耕していくことのできるような手立ては、それぞれの教師が取り、1時間の授業の中で満足してもらえんということを考えています。

議員がおっしゃる一斉授業に対応しづらいという子供には、そのようなときにも、まずは初歩的な問題等についても教師がもう横に寄り添って、あるいは特別教育支援員というのも配置して

おりますので、そういう形の支えをすることで、壱岐の場合に取り組んでいるところでございます。

2つ目の通級指導教室についてのお尋ねですけれども、これもどこからどう説明していけばよいのか少し戸惑いますが、話は随分長い形になりますけれども、お話のように、特別支援教育までには至らない。しかし、全体の中では、注意が欠けてくる、あるいは学びに障害がある、そういう子供たちの保護者と先生方と市教委とが十分相談をして、どうですか、1週間のうちに2時間程度、基礎的な部分を学ぶ時間という教室がありますのでそこで学ばれてはというお話をさせていただき、保護者の了解が得られた場合に、例えば一つの学校で13人までそのような子供さんの確保ができた場合に通級指導教室というのを開設することができ、県教育委員会よりそのための専任の教師1人をその学校に置くことができるという形の制度でございます。

そして、その13人の子供を一斉にするのではなく、この教科ではこの2人を、あるいは学年も当然違ってまいります。1年から6年まで小学校では、それらを合わせて13人以上おればよいこととなりますので、1年生や2年生の障害種別が似たような子供は一緒に1時間か2時間と3年、4年はまた1時間か2時間かとか、そういう具合にして、週に20時間以上をその専任の教師が指導することで、現在、壱岐市の小学校は、盈科小学校と石田小学校に一つずつ開設をし、中学校では郷ノ浦中学校と石田中学校に開設をし、なお、芦辺中学校にもそういう要望を持たれた保護者がおられますので、石田中学校に配置した教師が巡回指導として、芦辺中学校でもそのような通級指導教室の授業を開設をしながら、一人一人の子供の基本的なところから実は対応しながら力を伸ばしていこうとしているところでございます。

おっしゃるように、そのような指導をしますので、一人一人に対する個別の教育指導支援計画というのが必ず必要になってまいります。それぞれ、こういう具合に、実は壱岐市の教育支援関係の組織とまとまった中で共通をして作っておりまして、小学校の1、2年ではこの様式を、3、4年ではこれ、5、6年では中学校ではと、5つの様式を持ちながら、この中に詳しく保護者の方と面談をしながら記録をしていって、その子の成長をこれから確かめていくという形が、この通級指導教室で1学期、あるいは1か月たったときに保護者の方と面談をしながら、その後の成長等を確認、この支援計画の中に朱書き等で追記をしていき、それを保護者の方と確認をします。

この原本は、保護者の方と子供が持ちます。学校はそのコピーを持たせていただいて、これからの指導に役立てていくというシステムになっておりまして、これ以外にも教育指導計画というのがまた別にあって、それは、学校が独自に作成したもので、学校で作って、こちらの指導計画と、もう一つの指導計画という、これ様式はもう各学校独自に作っておりますので、そういう形で力をそろえていくと。これが一人一人に対してこういうペーパーで用意をして、記録等を取っ

ていくことになっております。あまりしゃべると後で怒られそうですので終わりますが。

3つ目の中学校卒業後の切れ目のないサポート体制の方法についても、議員がお考えになっている課題と私ども教育委員会が共有していることは同じだろうと思います。児童生徒の継続的な指導支援のための引き継ぎガイドラインというのを用意して、やはりその中でしっかり記録を取り、小学校から中学校へ、あるいは各学校の進級時に、中学校卒業したときにも、それぞれの学校にこのガイドラインに基づいた記録を届けております。そして、なおかつ高校からは入学後、各中学校に尋ねたいということがあれば、いつでも連絡をしてもらって対応をするという体制を取って、できるだけ切れ目がないようなサポートを努めておりますが、なかなか御期待に応えられるところまではいっていないのかもしれないと思っております。

以上のような取組をしております。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） 御回答ありがとうございました。

私がこの質問をした理由としましては、この3点について、保護者からやはり困っているという声が届きました。まず1点目については、やはりコロナ禍において、中3のお子さんが、入試直前にやっぱり罹患するというタイミングで、そのときにもうどうしていいか分からなくてタブレットだけ渡されたんですけどと困って相談に来られました。もう一点目は、やはり先ほど言われましたように、不登校のお子さんが、今やっと学校にちょっと足が向いて、別室でオンラインをさせていただいているのだと。最初はすごくそれもできなかったんですけど、今年度になってそれができたということでお声も頂きました。

そのように、やはり一斉の集団の中では対応できない、しばらくお子さんが壱岐でもかなりの数いらっしゃいます。やっぱりその場合に、ICT教材というのはものすごく効果的です。先生方の負担も軽減されますし、ぜひ使っていただきたいなということで、今回質問いたしました。

文科省のほうでは、不登校児童生徒を対象としたICTを用いた、この前は在宅学習におけるということでガイドライン等も作っております。壱岐の場合は、まだ在宅のオンラインはないということなのでガイドラインはないかと思いますが、いずれこの文科省も出しておりますガイドラインに沿った形で、壱岐でも対応していただきたいというのが一つです。令和2年度のほうでガイドラインができております。

また、2点目のその通級指導教室についても、やはり保護者の声がありました。実際今通っておられる保護者なんですけれども、なかなか学習が個別で対応していただけていないということです。本当は本人はしたいんですけど、好きな絵を描いたり、体を動かす時間だったりということで、別室でそういうのをしているということで、学びたいんですけどなかなかということをお

声が頂きました。やはりそのお子さんの特性に合わせた、状況に合わせて学習できるというのは、やはりICT教材ってものすごく効果的です。ぜひ、なかなか公立学校ではとおっしゃっていますけれども、武雄市では花まる学習塾というのも入った形で、公教育の中に外部の、その塾のやり方とか、教材等も使いながら学習を効果的に進められております。ぜひ御検討いただきたいと思います。

3点目なのですが、中学校卒業後ということで、今回は、やはり不登校からの卒業した高校、特に通信制の高校に通っているお子さんからの保護者の声です。実際中学校をほとんど行っていないので勉強ができてない。しかし、通信制の高校に入って、学習のやり方が分からないというお声を頂きました。やはりそういうお子さんが今、県立鳴滝高校通信制、壱岐には何と21人、協力校に在籍しているということです。しかしながら、学び方も分からず、レポートをただ丸写しして出しています。将来の目標に向かって頑張りたいんだけどなかなかそれができてないというお声を頂きました。島外の通信制高校は高額なので、やはり地元で学びたいということで、そういう方たちにも学び直しの場合ということが必要だなということを考えて、今回質問いたしました。

SDGsの目標4、質の高い教育をみんなにというところがあります。初等中等教育の場を無償提供し、生涯学習し、生き方を考えていく能力を身につけることができる環境をぜひ壱岐でも取り組んでいただきたいなということです。

一つ、令和3年1月26日、中央教育審議会では、令和の日本型学校教育の構築を目指してということで、やはり令和の時代に合った学びの方法も取り入れていただきたいということがあっています。もう学校だけではもうなかなか解決できない、地域住民と連携しながら、子供たちの成長を支える。そして、一斉授業と個別とかデジタルかアナログかという二極の対立ではなく、どちらも組み合わせてやっていただくということですね。その中で一つこういう、今教えない授業、教えない塾とかいうのもあるんですけども、こういうことが言われています。これは、ちょっとおかしいことと考えられるかもしれませんが、実は子供たちは自ら学んでいく、なので、学び方を教えてあげれば、あとはもう進んで学んでいきます。1から10全部教えるのではなく、最初の入り口の学び方ということだけ教えていただいて、その後の自主的な学びにICT教材を使うというのも一つの案としてぜひ、特に集団でなじめないお子さんに対する個別学習の実施ということで、これからの検討課題にはなると思うんですけども、ぜひしていただきたいと思います。

また、壱岐では、イキテラというオンラインの学習もされております。壱岐在住の高齢者と子供の学習の場をオンラインでされています。あともう一つは、ミライのテラコヤオンラインという、これは実際にオンライン学習を、先ほどの教えない授業というのを提唱されています山本崇

雄さんという方がやっぺらっぺらすることです。ここもやはり学び方を教えるということ。勉強の仕方、解決の方法、そういうところをぜひひかえていると思いますが、なかなかうちに相談に来た方は、やっぺらっぺらどうして勉強していいか分からないんですという方がほとんどでした。やはりここが一番今、足りていない部分かなと思って質問いたしました。もし何かありましたらお願いします。

○議長（豊坂 敏文君） 教育長。

○教育長（久保田良和君） 武原議員が最後にお示しになりました、教えない、つまりこれまでは1から10まで教師が言葉で教え込んでいる。そこには、先ほどおっしゃる主体的な学びとか、深い学びは生まれてこないということに気づいて、今、全国でも取り組んでおり、実は壱岐市はお渡しをしております第5版というものを提供いたしますと、学び方を身につけるための授業の在り方を、先生方とともに工夫をして取り組んでおりますし、45分なら45分の中でずっと教師の話の聞くという形にはなりません。一人一人の子供が自分でタブレット等、参考書等を開いたりして調べる時間が必ず確保できるんです。ですから、一斉授業に対応しづらいという状況は割とないんです。その中で子供たちは、その時には先生方が一人一人回ってきて個別にしてくれます。特に小学校はもう子供の数が少ないから、一人一人に回っていく回数が多くなりますので、触れ合う時間というのはとても確保できているので、自分で見つけて、自分で解決をして、さらにそのことを活用したいという気持ちが出てくるというのが、あなたの示されたその教えないということにつながる共通の部分だと思って、私どももそのことを子供たちに力をつけていきたいと考えております。

また、おっしゃるように、中学校卒業までは私どももいろいろな形で支援をしてきておりましたけども、一旦卒業した後、なかなか通信高校に通っている子供たちに対する連絡等が十分できないというのが申し訳ないと思いますし、これからはやっぺらっぺらそういうのを民間と力を合わせながら育てていくということをお大事にするなら、ぜひ協力をお願いしたいなと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） 教育長の力強いお言葉で、本当に壱岐の子供たちが学びたいということで残っている。その中で、本当に中学校、高校という、どんどん学びがたくさんなってくる、複雑になっている中で、対応がやっぺらっぺらもう少し足りないのかなというのが、そういう声が届いたものですので、ぜひ今後はそのお子さんの状況に合った対応の仕方、これ実際教材があるだけでは絶対駄目なんです。そこに必ずそれを届ける人が必要です。ぜひそれを学校だけではなく地域の人たちとともに、子供たちの学びを保障していくような、これからそういう動きをぜひお願いしたいと思います。そして、1番目の質問を終わります。

続きまして、2項目めです。認定こども園の民間参入事案について、民間参入による壱岐市の

保育行政の今後の在り方について。

1つ目、住民説明会や保護者説明会もしないまま園児募集をしている社会福祉法人北串会の姿勢に、住民も保護者も不信感を抱いているが、保育行政の責任者としての市長の今後の指導監督の具体策が1点目です。

2点目が、今後の民間保育事業参入について。第2期壱岐市子ども・子育て支援事業計画の改訂時に、公募制の導入を検討してはどうかという2点です。よろしくお願ひします。

○議長（豊坂 敏文君） 市民部長。

〔市民部長（西原 辰也君） 登壇〕

○市民部長（西原 辰也君） 3番、武原議員の御質問にお答えいたします。

まず1つ目の、住民説明会や保護者説明会もしないまま園児募集をしていると。北串会の姿勢に、住民も保護者も不信感を抱いているがということでございます。

昨日、北串会より事業延期の申し出があったことは、市長のほうから申し上げたところでございます。

社会福祉法人北串会は、新聞広告やチラシ等で園児及び保育士の募集を既に行っておりましたので、これについては早い時期に市民へのお知らせや説明会を実施するよう、北串会の方に申入れを行ったところでございます。

今後の指導監督につきましては、今後、社会福祉法人北串会には、認可保育施設として、壱岐市の保育行政を担っていただくことになれば、ほかの認可保育施設同様に、運営状況、保育の概要等を県と市で毎年指導監督をしていくこととなります。

次に、2つ目の今後の民間保育事業参入について、第2期壱岐市子ども・子育て支援事業計画の改定時に公募制の導入をとの御質問ですが、壱岐市子ども・子育て支援事業計画の策定見直しに当たっては、子供の現状と将来の動向及び子育て支援策に関する状況の把握と整理を行い、質の高い幼児期の教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の提供を図ることを目的とするものであり、保育事業者の選定方法まで言及するものではないと考えております。

今後、子ども・子育て会議の答申及び壱岐市子ども・子育て支援事業計画に基づいて公立保育施設の統合を進める中で、民間への運営提供体制の変更や保育施設確保の必要が生じた場合などには、公募等による民間保育事業の選定を行うこととなりますが、現状そのような状況ではないため考えておりません。

また、保育事業者の新規参入等につきましては、民間事業者における自主的な取組を排除することがないように、今後も適正に対処してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔市民部長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） ありがとうございます。1つ目なんです、へき地保育所の保護者説明会、5園の説明会が7月にごさいました。そのときにも、早急に北串会のほうから皆さんに説明会をしたいという旨の説明が担当課よりあっておりましたので、皆さんそれを待ってありました。7月、8月ですね。しかし、ないままの今回延期というところで、先ほどの森議員からもありましたように、分かったら早急にその辺りも説明をしていただかないと、皆さん本当に不安がっておられますので、ぜひそこをまず1点お願いいたします。

私が指導監督というところだったんですけども、先ほどハローワークの求人は載せてあったということですが、やはり法人名は隠されたままの求人広告でございました。ちょっとそういうやり方もどうかなというのを、やはり市からも助言等を頂いたほうがいいんじゃないかと思ったのが1つです。

あとやはり立地場所の件も保護者が相当不安に思っているんじゃないです。そういうところも話ができてなかったという、民間なので勝手にというのは、ある意味分かりますが、それは、スーパーとか、そういうのとはちょっと今回違いますので、スーパーとか量販店でも住民説明会は必ず行われています、今まで。それがあって、住民の理解が得られて初めて入ってこられるというその流れを、今回北串会さんはされないままの事業延期というところなので、どうしても皆さん理解できない状況ですね。一つ。

あと場所が変わるかもしれないので、ちょっと質問的にはあれなんですけど、今後のこともありますので、やはり壱岐市の保育行政に、大切な子供たちの命を守る責任があるもう壱岐市、壱岐市長だと思えます。やはり安全管理計画や避難計画、避難経路、避難場所、何かそういう辺りもきちっと見ていただいて、子供の命と健康を最優先に適切に対応していただきたいと思っております。

この認定こども園については、子ども・子育て支援事業計画です、第2期のここにありますが、41ページにございます。認定こども園の普及及び推進では、開園場所や運営に関わる事項、人材の確保について検討を進めていくと書いてあります。また、認定こども園の整備を推進するとともに、幼児教育・保育の質の向上と量の確保を図ると計画にもあります。やはり、場所、運営に関わる事項、特に保育士等の人材確保とかいうのが一番大事だと思います。この辺りも民間であろうが、しっかりと指導監督をしていただきたいと思っています。すみません。それについて、今のことについてはどのようにお考えでしょうか、1点目お願いします。

○議長（豊坂 敏文君） 市民部長。

○市民部長（西原 辰也君） 武原議員の再質問にお答えいたします。

住民説明会につきましてでございますが、北串会による住民説明会につきましては、これにつ



いては、認定こども園の設置事業者である北串会が予定をされておりました。10月ということ  
で予定をされておるといことは確認をしておりました。その後、状況は変わっておりますので、  
このことは公になっていないとでございますが、次に、避難計画等、こういったものにつきま  
しては、この開設、来年、令和5年4月ということでありましたら、今の時期から、設置認可に  
向けてその事務を進める段階になっております。これについては、その中で避難計画も当然です  
し、保育・教育の概要等、食育から給食等、職員の配置等も含めて設置認可の中で進めていく事  
務になっております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 第2期の老岐市子ども・子育て会議の41ページ、これについては、私  
は資料持っておりませんが、認定こども園を整備するという事は、その時点では民間参  
入を予定していなくて、直営という考え方の基につくっていると思っております。当然のことな  
がら、公営でやれば公募ということにはなりませんし、またそのことによって、例えば民間委託  
をするというようなことであれば、当然公募になると思っておりますので御理解いただきたいと  
思います。

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） 今の市長の御回答は2番のことでよかったですでしょうか。2番目の  
ですよね。ありがとうございます。ということは、41ページの教育・保育の一時的提供及び推  
進体制の確保の中の認定こども園の普及及び推進というのは、今回の北串会さんが入ってこられ  
るということは想定されていない段階ということなので、計画にはないことを入ってこられたと  
いうことの認識でよろしいでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 今回は、北串会さんが参入をされるという動きがあったわけですがけれど  
も、基本的に民営化を進めていくという大前提がございますので、そこで民間が入ってこられれ  
ば、それを停止するものではないという考えに立っております。

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） 基本的に民営化を進めるということで今お話がありましたが、や  
はり、それがこの計画には落とし込まれてなかったということになるのかと思うんで、今度改定  
をされるということですので、ぜひその辺りも含めて、しっかりと委員の皆さんと協議されて、  
また、それを広く当事者の意見を聞かなければならないという子ども・子育て支援法にもござい  
ます。また、第61条の7ですね。また、第8項には、広く住民の意見を求めることともござい  
ます。パブリックコメントになるかと思いますが、ぜひこういう手順をきちんと踏まえられてか

らのやはり参入というのが、一番スムーズだったのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 今まで申し上げておりますように、非常に手順については、こちらとしても北串会さんでございますけれども十分でなかったと思っておりますし、その辺はこの次の新規参入等々の場合、そういう気配がありましたならば、申し出がなくても、こちらからでもやはり働きかけてでも、早く接触をする、そして、よりよい施設の導入に努めてまいりたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） ぜひやはり大事な壱岐の子供たちの保育・教育に関わることで、積極的に関わっていただきたいと思っております。その場合に、一番大事なのは保護者、住民、地域の方、やっぱりその声を無視することが一番また問題になりますので、そちらの意見も聞いた上でというのを、ぜひ必ずお願いいたします。

この場合が、これ児童福祉法の第24条の第1項、市町村の保育の実施義務とございます。公的責任による保育保障をしなければならない。全ての子供の権利としての保育を守ることが、市町村に義務づけられておりますので、民間が参入したからもう何も言えないではなく、きちんとその辺りを市町村、その利用者、保護者への施設の情報提供も踏まえて、市町村は実際その事業者の情報を整理して、子育て家庭に広く情報提供し、相談に対応するとまで児童福祉法には書いてございます。

結局、民間任せにするのではなく、住民説明会を民間だけではなく、市としても、市が得ている情報を整理して、子育て家庭に広く情報提供し、相談に対応するという児童福祉法にのっとり、やはり市も積極的に関わっていただきたいということです。

実際、全国的には、今、民営化の流れとともにどんどん公立の保育施設がなくなり、民営化され、民間が増え、引き継ぎました。そのために、この少子化、コロナ禍で出生率が減り、運営が行かなくなり、民間保育所がどんどん閉鎖されています。もうその時点にはもう公立はなくなっていますので、保護者は預ける場所が、園がなくなっているんです。これが今全国の動きです。

そういうことも踏まえて、やはり、市町村の保育の実施義務ということをもう一度考えていただきたいと思っております。

日本は先進国に比べると、かなり最低基準というんですか、労働環境や保育環境が、世界的に先進国から見ても最低水準です。これは、どれだけ公的資金を子供たちにかけるか、未来の国をつくる子供たちにお金をかけているかの違いだと思います。

結局、民間だと財政的にも安く済むから、そちらによって流れは分かりますけれども、今まさに

子供を預けられない保護者が出ているという実態も踏まえて、壱岐の場合もう一度、今回民間参入が延期ということで、再度公立へき地保育所についての今後の動きも十分検討していただきたいと思います。

御提案としては、この少子化の中、基準を改善する。定員を下げて、保育環境や労働条件を改善していくということが、一つのやり方になると思います。そして、地域の公立の保育所は残せる、特にへき地の場合は柳田や志原は残してほしいという保護者の声もありますし、やはりそこは一つの民間参入で、民間ができなくなったときもやっぱり考えながら、今後の保育の法的責任として保育を保障する義務を考えていただきたいと思います。

行政責任としてありますので、ぜひ御検討いただきたいと思います。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 今、武原議員から、武原議員の解釈による各論の御提案ございました。

お聞きをいたしておきたいと思います。ただ、民間の参入にですね、全然物が言えないということとを申し上げておるわけじゃなくて、民間にも意見言いますし、また逆に、全てのことを民間に言えるかどうか、ここについても大きな議論がございます。法にのっとった手続でもって進めていきたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） ありがとうございます。ぜひ法律にのっとり、大切な子供たちの命と心を守るために、きちんと保育行政の在り方をもう一度再検討していただきたいと思います。これで2つ目の質問を終わります。

次、3点目です。壱岐市自治基本条例に基づく行政運営について。平成30年12月18日に施行された壱岐市自治基本条例の制定後、職員研修の実績及び成果と課題についてお願いいたします。

そして、細かい2点としては、壱岐市子ども・子育て会議において、委員長判断で非公開にした件、壱岐市自治基本条例第18条に反すると考えるが、今後の対応と市長の見解をお願いします。

2点目、自治基本条例第9条、情報公開により会議の資料及び議事録の公開が必要ではないかと考えますが、御答弁をお願いします。

○議長（豊坂 敏文君） 市民部長。

○市民部長（西原 辰也君） 武原議員の3番目の御質問にお答えいたします。

壱岐市自治基本条例については、平成30年12月の条例制定後に、各条文の解説が入った内容を全職員へ周知をしております。ダイジェスト版を作成した際にも同様に職員に配付をし——ダイジェスト版は平成31年3月でございます——周知の徹底を図ったところであります。その

後も随時条例内容を遵守するよう周知を行っており、今後も職員への周知徹底に一層努めてまいります。

次に、壱岐市子ども・子育て会議が非公開で開催されたという件でございますが、壱岐市自治基本条例第18条第2項において、市長等は原則として附属機関等の会議を公表するとともに、会議録及び資料を公表するものとする規定をされております。

この規定により、原則として附属機関の会議は公開されるものでございますが、取り扱う案件及び会議の内容において、個人が特定されることで個人に不利益または自由な発言が損なわれる可能性等が考えられる場合は、それぞれの会議の判断において、非公開とすることも想定され、壱岐市自治基本条例に抵触するものではないと考えております。

今回、壱岐市子ども・子育て会議を非公開とした判断につきましては、壱岐市子ども・子育て会議設置要綱第6条、「会議は委員長が招集し、その議長となる。」及び同要綱第7条、「会議の庶務は、こども家庭課が事務局となる。」とする規定において、事務局であるこども家庭課が公表非公表の可否を委員長の判断に委ねたものでございます。

次に、会議資料及び議事録の公開の件でございますが、行政文書の公開等については、情報公開条例において詳細を規定しておりますので、情報公開請求があった際には、個人情報などの非公開情報とされているものを除き、情報公開条例に基づいた対応を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） 自治基本条例18条には反しないという認識での御回答だったと思いますが、この委員長判断でというところが、大変委員長も困られておりました。実際には、非公表にする理由が、公開すると書いてなかったからとかいうので、多分委員長は御存じないですよ、その辺りは、壱岐市の規定ですので。委員長は広くオブザーバーとして聞いていただくことにはやぶさかでないという考えをお持ちだったと聞いております。やはりこういう大事な案件ですので、議事録が公開されるからいいじゃないかという話もございましたが、いまだに公開はされていません。議事録を公開請求しないと取れないというのは、やはりこれは情報公開のこの条文に対して、ちょっときちっと公開していただきたいと思います。ほかの自治体では必ずこういう議事録も、資料も、こういう大事な子供に関する会議ですので、全てそういうふう公開されています。18条、19条でありますけれども、担当課でまた対応が違うのかもしれませんが、やはりここは情報公開ということで、議事録まで載せていただきたいと考えております。いかがでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 市民部長。

○市民部長（西原 辰也君） 武原議員の再質問にお答えいたします。

先ほど委員長が非公開とした理由ということでございましたが、今回、会議の公開を求められた方は、認定こども園の建設場所に公に反対をされている方ということで、そのようなことから、事務局であるこども家庭課が会議の公表非公表の可否を委員長の判断に委ねたと。委員長は、その会議の内容からして、個人が特定されることで自由な発言が損なわれる可能性が考えられたために非公表と申されたものでございます。

以上でございます。

情報公開につきましては、請求があれば資料を提供するというところでございます。

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） 委員長判断というところなんですけど、やはり会議をする場合は、その会議のする時点で公開か非公開かというのは、そういうきちんとしてからの会をするのが通常ではないかと思えますけど、その場で委員長にということは、少し見直していただきたいと思えます。

あと会議録は請求しないと出せないというか、情報公開請求、ほかの課もそういう形なんですか。ぜひここは情報公開きちんとホームページ等で公開していただきたいと思えます。

○議長（豊坂 敏文君） 総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 附属機関の公表、会議の公開の件について、これは、一般的・全体的なところで申し上げさせていただきます。

今回の件につきましては、市民部長の答弁の中の関係がありますので、私のほうから触れませんが、附属機関の会議の公開については、自治基本条例の中で原則論がなされております。ということは、それに基づいてすべきという解釈は私どももしております。

今回そのような考えの基の中で迷いが出たのは、結局それぞれの附属機関の中にも要綱等がございますので、そこに公開できない場合もございます。それは、それぞれの附属機関の目的、内容によって異なりますから、その中で規定をされればよいと思っております。ただ、今回のように、その要綱等に公開非公表の理由と、また、その確認の仕方を明記されていない場合、こういう場合について新たにやっぱり一般的な基準を定めるべきと思っております。現に長崎県等においては、そういう要綱の整理をしておりますので、壱岐市においても、例規の整備を今後させていただきます。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） ぜひ整理をお願いいたします。そのときにぜひ議事録公開の件もお願いいたします。よろしいでしょうか、総務部長。議事録公開の件はちょっとお答えいただかなかったんですけど、それも含めて。

○総務部長（久間 博喜君） 今後の対応について、私は一般的なことを申し上げました。今回も  
う既に開催をされた内容については、市民部長の答弁のとおりでございます。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） ありがとうございます。ぜひ広く公開していただきながら、市民  
に分かりやすい市政を、今後ともぜひやっていただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

〔武原由里子議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） ここで暫時休憩いたします。再開を13時といたします。

午後0時03分休憩

午後1時00分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、2番、樋口伊久磨議員、登壇をお願いします。樋口議員。

〔樋口伊久磨議員 一般質問席 登壇〕

○議員（2番 樋口伊久磨君） それでは、2番、樋口伊久磨が通告に従いまして一般質問を行  
います。今回、私は、子供たちの支援について3点質問をさせていただきます。

令和4年度における中学校軟式野球大会の長崎県大会において、年間5つの大会のうち4つの  
大会において、壱岐市の中学校が優勝するという快挙が成し遂げられました。郷ノ浦中学校にお  
かれましては、3度の優勝と、そのうち1度は九州選抜大会にも出場され、その九州大会でも優  
勝を成し遂げられ、九州チャンピオンに輝かれました。その郷ノ浦中学校を壱岐市中体連決勝戦  
で破った勝本中学校は、県中総体でも優勝を果たし、九州大会へ進出、九州大会では、優勝した  
沖縄県のチームに準決勝で敗れるものの3位決定戦を制し、3位となり、壱岐市の中学野球部で  
は初となる全国中学軟式野球大会出場を果たされ、その全国大会では、1回戦東北地区第1代表  
に勝利し、2回戦へ進出、2回戦では、惜しくも北信越第1代表に延長タイブレークで敗れはし  
たものの、全国大会ベスト16という大変すばらしい結果を残していただきました。これは、壱  
岐市中学野球の歴史を塗り替えるとともに、少子化が進み、多様化する選択スポーツが増える中、  
殊野球に関しては、壱岐市内2つの中学が県大会を制覇したことは、快挙中の快挙と言っても過  
言ではなかろうかと思えます。

ここに至るまでには、中学校の野球の指導者の方々はもちろんのこと、少年期における歴代の

少年野球やジュニアソフトボールの指導者の方々、そして、壱岐市軟式野球連盟、壱岐少年軟式野球連盟、壱岐ソフトボール協会等の関係役員の御尽力も忘れてならないと思います。

小学生の頃から市外大会に積極的に参加するなど、経験と研鑽を積み、今日に至ったことは間違いないと思います。できることなら、この世代が壱岐市にある高校に進学し、野球を続け、3年後と言わず、2年後にでも甲子園出場を果たしてくれる夢を見ている島民は、私1人ではないはずです。もちろん志を持ち島外の高校へと進学される方もいると思いますが、それを否定するつもりもありませんし、野球というスポーツ、部活動を通して、その後長く続く人生の勉強をしていただきたいと切に願っております。

そこで、今回の質問の1番目、勝本ダム球場の整備についてお聞きをいたします。現在、壱岐市内で高校野球の試合を行う場合、主に勝本ダム球場が使用されています。もちろん中学校の中体連を含む大会もダム球場を使用されておりますし、市内に4チームある一般の軟式野球の大会もこの球場を使用です。大会以外にも練習試合を行う場合もありますし、年間相当数の試合が行われております。

この球場は勝本町時代の昭和60年に勝本総合公園整備事業で整備をされ、竣工より40年近くが経過しております。

整備の履歴は9年前の平成25年にバックネットや防球ネットの改修、公衆トイレの解体・新築工事が行われ、翌26年には観覧席設置と駐車場の整備工事が完了しております。

また、このグラウンドは、グラウンドゴルフの競技者の方々も併用してあることから、長年の使用で内外野に凸凹でき、グラウンド使用前後の整備だけでは復旧が困難な状況で不陸整正が必要となっております。また、ピッチャーズマウンドにおいても、土の流出によりプレートがむき出しとなり、規定の高低差を保っていない状況で、ホームベースにおいても経年劣化をしているようです。

冒頭に申し上げましたが、今年は中学野球をはじめとする学童一般と全てのカテゴリーにおいて、県大会優勝や九州大会優勝、全国大会出場など、優秀な成績を収められており、壱岐高校野球部においては、夏の全国高等学校野球選手権長崎大会、俗に言う夏の甲子園予選ですが、令和2年から3年連続のベスト8入りと、単年ではなく、小学、中学と併せた中期的な子供たちの成長も見られます。これは、ひとえに選手が集中できる環境を提供いただいているたまものではあるものの、施設の経年により補修・改善の必要を感じますので、競技者の視点で施設の充実を図っていただきたいと考えます。

選手関係者の野球熱と市民の機運も高まる中、選手のプレーにおける安全の確保と、既存施設のさらなる充実により、県大会や合宿の誘致にもつながると考えますので、勝本ダム球場の整備についての御見解をお聞かせください。

2点目の質問ですが、部活動の遠征に補助等を出すお考えがありませんかということです。

高校の部活動の強化としては、学校なり、部なりがするのが当然と考えますが、しかし、中学校で壱岐市初となる全国大会に出場したり、九州大会優勝など、輝かしい結果をもたらしたこの世代、そして、今後続くであろう結果をもたらす子供たちに市からの支援策がないかと考えます。例えば増えてくるであろう遠征時の貸切バスの費用等に補助を出せないかをお尋ねいたします。

3点目の指導者の招聘についてですが、これも2点目と同様、部の強化は学校でされるものですが、市の支援として、指導者を呼んで高校生を指導する支援とかはないかと考えます。県立高校の特定の運動部に単年の補助を出すという捉え方ではなく、今後同じような状況の部活があれば、もちろん同等の支援をするという市の方向をお尋ねいたします。

以上、3点について御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 樋口議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。建設部長。

〔建設部長（増田 誠君） 登壇〕

○建設部長（増田 誠君） 2番、樋口議員の1番目の御質問、勝本球場の整備についてお答えをさせていただきます。

現在の勝本ダム球場は、議員御存じのとおり、昭和60年に事業費6,144万円で、両翼90メートル、センター110メートル、内野黒土、外野真砂土で1万299平方メートルで整備を行っております。その後、大規模な改修といたしましては、バックネットやトイレの全面改修を平成25年に、観覧席や管理棟の整備を平成26年に実施しており、今年度はソフトボール場の一部グラウンドの整備と外周の転落防止策の改修を予定をいたしております。

現在のグラウンドの管理は指定管理者制度により、株式会社壱岐カントリー倶楽部様と、壱岐市勝本総合運動公園施設等管理業務委託を締結し、運用を行っているところであります。

令和4年度の野球場の野球競技としての利用状況といたしましては、4月は全体1,263人の利用のうち9日間延べ460人、5月は、全体1,267人の利用のうち10日間延べ500人、6月は1,407人の利用のうち11日間延べ410人、7月は、1,211人のうち13日間延べ510人の利用となっております。

利用の傾向といたしましては、主に土曜日、日曜日に小学校、中学校、高校の利用がほとんどで、一般の方々の利用は、野球の大会で月に1度程度利用されている状況です。

グラウンドの整備につきましては、軽微なもので対応できるものについては早急に対応したいと思っておりますけれども、勝本ダム球場の整備につきましては、ファウルグラウンドの整備やフェンスクッションの改修、電光掲示板などが望まれているところですが、改修を行うには多額の予算を伴うことから、今後の利用状況や更新などの必要性が発生すれば検討を行いたいと考えております。



以上でございます。

〔建設部長（増田 誠君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 塚本教育次長。

〔教育次長（塚本 和広君） 登壇〕

○教育次長（塚本 和広君） 樋口議員の2番目と3番目の御質問にお答えをします。

まず、2番目の御質問の部活動の遠征に補助等を出すお考えはという御質問でございます。

現在、市内の小中学生につきましては、小中学生スポーツ大会等出場補助金として、県大会以上に出場する団体及び個人に対し、参加に要する旅費等の一部助成を行っています。また、「子ども夢プラン応援」補助金としてスポーツ活動や文化芸術活動において、その資質及び能力を認められ、県、九州及び全国における強化練習や大会等に参加招聘を受けた団体及び個人に対し、参加に要する旅費等の一部を助成しています。

このように、スポーツ活動、文化活動によって、青少年の健全な育成や市内のスポーツ文化振興及び競技力等の向上を図るために、壱岐市内の活躍する子供たちへの支援について積極的に取り組んでいるところです。

御質問の部活動の遠征に対する補助についてですが、遠征として、島外での練習試合や様々な大会等が想定され、このような遠征に対しての補助制度があれば参加しやすくなるとは考えますが、一方で、休日返上が増えていき、活動が過熱していくことも考えられます。また、財源的な問題もあり、現在の小中学生スポーツ大会等出場補助金で年間600万円程度支出しており、遠征に対しての補助となると件数も多くなり、相応の予算も必要になってくると考えられ、このようなことから、現時点では遠征に対する補助については考えていないところで、現状の制度での支援をしてみたいと考えております。

3番目の指導者等の招聘をするお考えはという御質問ですが、現在、各運動部の活動につきましては、地域の方が外部指導者としてボランティアで御指導されている例がございます。このように地域の温かい支援があることはありがたいことです。部活動の目的は、集団活動を通して生徒の自主性・社会性を身につけさせ、豊かな人間性を育成するなど、人間形成の部分も大きく占めていると考えられます。

今年度の市内中学野球の戦績は素晴らしいものでした。よき指導者の下、生徒たちの頑張りをもたらした結果だと思えます。

御質問の指導者等の招聘についてですが、高校や中学校における指導者の招聘をして、さらなる高みを目指す活動という観点から、実効性のあるものになるかと思われれます。一方で、全ての部活動に専門の指導者を平等に配置することは困難であるという面もあります。また、高校は県立高校ということもあり、県との調整も必要になろうかと思えます。

このような状況から、現時点では指導者を招聘するという事は考えていないところでございます。

以上でございます。

〔教育次長（塚本 和広君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 樋口議員。

○議員（2番 樋口伊久磨君） 2番目と3番目に関しましては、おおむね理解をいたしました。

ただ、球場の整備に関してですが、財政を伴う大規模な予算が要ということが予想されますので、ですが、一応私なりに近隣自治体の状況を調べさせていただきましたので、一応お知らせがてら報告をさせていただきます。

お隣の対馬市には、ナイター設備、外野天然芝生の野球場が巖原、美津島、豊玉と3か所ございました。五島市には、ナイター設備はないものの外野天然芝生の野球場が1か所、新上五島町にはナイター設備の野球場が1か所、平戸、松浦市もナイター設備、外野天然芝生の野球場がそれぞれ1か所ございました。

諫早市に3年前にできました新しい球場がありまして、そこもナイター、ここは外野人工芝です。両翼100メートルで、国際基準に適合した新設のスタジアムというふうにホームページに載っております、そのホームページに、野球場建設工事のうち人工芝及び防球ネットには、スポーツ振興くじ、俗に言うtotoですが――の助成を受けて整備されたものですというふうに載っておりますが、その金額が5,400万円ほどで、内訳は人工芝生の整備に3,800万円、防球ネットの設置に1,600万円でした。そういった補助金があるのであれば大いに活用していただきたいと思いますが、このtotoに関して、何か再質問させていただきますが、totoの活用とか、できるできないのことがあれば教えていただきたいと思いますが。

○議長（豊坂 敏文君） 建設部長。

○建設部長（増田 誠君） 議員おっしゃるように、各旧町時代にそれぞれ専用ではございませんけれども、町民のグラウンド兼野球場という格好で整備をさせております。新たな球場の整備等々を検討したことが、今のところございませんので、そのことに関しましては、新しい勝本グラウンドの整備に活用できるかどうかの検討を少しさせていただきたいと思っております。

以上でございます。（「助成金のtotoに関しては別に情報ないですか。これも新設の総工費の一部じゃないと出ないとか、その改修に関してのとか、そういうことですか」と呼ぶ者あり）

○議長（豊坂 敏文君） 建設部長。

○建設部長（増田 誠君） 補助金の内容も、すみません、把握をしておりますので、そこも含めて検討させていただければと思っております。

以上でございます。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（豊坂 敏文君） 樋口議員。

○議員（2番 樋口伊久磨君） 現在、壱岐市にある既存の野球場を改修するとした場合に、一番予算がかからない、すなわち基準に一番近い球場が勝本ダム球場だと思います。しかし、先ほど部長も言われましたように、ナイター設備、そして、センターバックスクリーン、スコアボード、ファウルゾーンの拡張、1塁側の防球フェンスの高さ延長とかラバーフェンスの補修、ベンチ内の用具棚の設置、ブルペンの整備等、手を加える箇所は数え上げたら切りがありません。当然予算が伴いますので、全ての整備をお願いすることは不可能だと思いますが、先ほども言いましたが、選手のプレーにおける安全の確保の観点から、フィールド内の不陸整正、土入れ、マウンドのプレートの補修、特に内野フィールドにおいては勾配の均等が急がれておられるようでございます。最終的に壱岐市の野球場の最高峰がいつかここにできることを祈っております。そして、完成した暁には、スタジアムの命名権でも募集をされ、企業様の承諾も取っておりますが、私個人的には、壱岐アイランドブルワリースタジアムとかというネーミングライツを行使されることを夢を見ております。

この整備は、県立高校の特定の運動部だけが恩恵を受けるという捉え方ではなく、若年層の健全育成や技術の向上、引いては壱岐市が進めています交流人口、関係人口の増加にも大いに影響を及ぼすものと考えますので、再度の御検討をよろしくお願いいたします。

もう一点だけ再質問させていただきますが、AEDがB&Gの体育館にしかなく、野球場のほうにはないということなんですが、これは了解されてあるんですか。位置的に体育館のほうがとかいう、そういうことですか。ここちょっとお知らせいただけたら。

○議長（豊坂 敏文君） 建設部長。

○建設部長（増田 誠君） 勝本総合運動公園内に、B&Gの体育館に設置しているという理解をいたしておりますので、野球場に備えつけてはいないと思っております。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（豊坂 敏文君） 樋口議員。

○議員（2番 樋口伊久磨君） 何でもそうでしょうが、頑張る子供たちがいて、そして、熱心な指導者がおられ、そして、それを支える保護者が、この三位が一体になって、これまでも壱岐市では、過去には壱岐商業女子駅伝部が県高校駅伝5連覇を果たされたり、壱岐高校男子バレーボールが、春の高校バレーで全国ベスト8、全国インターハイで準優勝をされたりと非常に輝かしい成績を残されたこともあります。

これまでも市としては十分な支援をされてこられたと思いますが、今後もより一層の御支援をお願いしたいと思っております。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

〔樋口伊久磨議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、樋口伊久磨議員の一般質問を終わります。

---

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、明日9月15日木曜日午前10時から開きます。

なお、明日も一般質問となっており、2名の議員が登壇予定となっています。壱岐ケーブルテレビ、壱岐FMにて生中継いたします。市民の皆様におかれましては、御視聴いただきますようよろしくお願いいたします。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後1時23分散会

---